

国海環第137号  
令和7年3月21日

一般社団法人 日本船舶電装協会 専務理事 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長

(公印省略)

#### 海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号)の適用に関し、現在、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶については、その円滑な運用を図るため、当該法律の適用範囲について委任を受けた下位法令において、海洋汚染防止設備の検査等をはじめとする個々の規制毎に、必要に応じて適用除外を規定しています。

今般、防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和6年法律第24号)により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊が新編されることとなったことを受け、自衛隊が一体的な活動を円滑に行うことができるよう、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和46年運輸省令第38号)等において、現在陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶を適用除外としている規制について、新編された共同部隊を含む自衛隊全体の使用する船舶を適用除外の対象とするため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正することに伴い、関連する通達についても次のとおり改正することいたしましたので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

## 記

以下の通達において、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を規制の適用除外の対象としているものについて、これを自衛隊（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊をいう。）の使用する船舶を適用除外の対象とする改正を行う。

### ○海洋汚染等防止法検査心得

- ・ I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令
- ・ II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則

### ○原動機の放出量確認等業務要領

- ・ II 放出量確認等心得関係
- ・ 附属書〔1〕原動機の放出量確認等

### ○二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領

- ・ II 手引書承認等及び燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績指標報告書の確認心得関係

○海洋汚染等防止法検査心得 I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
<p><b>第8章 海洋汚染防止緊急措置手引書等</b>  <b>34.1(a)</b> (略)                      (b) <u>自衛隊</u>の使用する船舶の使用する船舶を除き、油濁防止緊急措置手引書の備置き対象船舶と検査対象船舶とは、同一である。</p>	<p><b>第8章 海洋汚染防止緊急措置手引書等</b>  <b>34.1(a)</b> (略)                      (b) <u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)</u>の使用する船舶を除き、油濁防止緊急措置手引書の備置き対象船舶と検査対象船舶とは、同一である。</p>	

○海洋汚染等防止法検査心得 II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
<p><b>第2章 検査</b>  <b>第1節 通則</b>            (検査対象船舶)            2.1(a)～2.3(a) (略)            2.4(a) 本項は、海洋汚染防止緊急措置手引書等を備え置き、又は掲示すべき船舶(検査対象船舶)のうち、第2条第6項第2号の規定と同様に<u>自衛隊</u>の使用する船舶については、検査対象船舶から除外するものである。             2.5(a) (略)            2.6(a)～(b) (略)            (c) 海洋汚染防止設備等に係る検査対象船舶(施行令<u>第1条の9第3項の国土交通大臣</u>が指定する船舶、<u>自衛隊</u>の使用する船舶及び係船中の船舶を除く。)の概念図を附属書〔1〕に定める。</p>	<p><b>第2章 検査</b>  <b>第1節 通則</b>            (検査対象船舶)            2.1(a)～2.3(a) (略)            2.4(a) 本項は、海洋汚染防止緊急措置手引書等を備え置き、又は掲示すべき船舶(検査対象船舶)のうち、第2条第6項第2号の規定と同様に<u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)</u>の使用する船舶については、検査対象船舶から除外するものである。             2.5(a) (略)            2.6(a)～(b) (略)            (c) 海洋汚染防止設備等に係る検査対象船舶(施行令<u>第1条の8第3項の運輸大臣</u>が指定する船舶、<u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)</u>の使用する船舶及び係船中の船舶を除く。)の概念図を附属書〔1〕に定める。</p>	

○原動機の放出量確認等業務要領 新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>II 放出量確認等心得関係</b></p> <p>(略)</p> <p>(放出量確認対象原動機)</p> <p>1. 検査規則第1条の4の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の対象原動機は、定格出力が130 kWを超えるディーゼル機関であって、次の用途に使用するもの以外の用途に供するものとする。</p> <p>① <u>自衛隊</u>の使用する船舶への設置</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>II 放出量確認等心得関係</b></p> <p>(略)</p> <p>(放出量確認対象原動機)</p> <p>1. 検査規則第1条の4の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の対象原動機は、定格出力が130 kWを超えるディーゼル機関であって、次の用途に使用するもの以外の用途に供するものとする。</p> <p>① <u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)</u>の使用する船舶への設置</p> <p>②～⑤ (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><b>附属書〔1〕 原動機の放出量確認等</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 原動機の放出量確認</p> <p>2.1 適用</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 (略)</p> <p>① <u>自衛隊</u>の使用する船舶に設置する機関</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附属書〔1〕 原動機の放出量確認等</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 原動機の放出量確認</p> <p>2.1 適用</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 (略)</p> <p>① <u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)</u>の使用する船舶に設置する機関</p> <p>②～⑤ (略)</p>	

○二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領 新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行	備 考
<p>II 手引書承認等及び燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績指標報告書の確認心得関係</p> <p>(略)</p> <p><b>(二酸化炭素放出抑制対象船舶)</b></p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数 400 トン以上の船舶である。ただし、次に掲げる船舶を除く。</p> <p>(イ) <u>自衛隊</u>の使用する船舶</p> <p>(ロ) ~ (ハ) (略)</p>	<p>II 手引書承認等及び燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績指標報告書の確認心得関係</p> <p>(略)</p> <p><b>(二酸化炭素放出抑制対象船舶)</b></p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数 400 トン以上の船舶である。ただし、次に掲げる船舶を除く。</p> <p>(イ) <u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)</u>の使用する船舶</p> <p>(ロ) ~ (ハ) (略)</p>	

(適用日)

令和7年3月24日（防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日）から適用する。